

第10次沼津市高齢者保健福祉計画
地域密着型サービス等事業予定者募集要領

2024年4月

沼 津 市

(市民福祉部長寿福祉課)

地域密着型サービス等事業予定者募集要領

1 趣旨

沼津市では、第10次沼津市高齢者保健福祉計画（2024～2026年度）の施設の整備目標に基づき、適切なサービスを提供できる事業予定者を選定するため、整備する施設等の設置を希望する事業予定者を募集します。

2 募集する施設・サービス等

（単位：床）

| 種 類 | | 令和6 (2024) 年度 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 |
|------------------------------------|-----|---------------------|---------------------|---------------------|
| 認知症対応型共同生活介護事業所 (認知症高齢者グループホーム) | 整備数 | - | 18 | - |
| 地域密着型特定施設 | 整備数 | - | - | 29 |

（単位：か所）

| 種 類 | | 令和6 (2024) 年度 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 |
|--------------------------------|-----|---------------------|---------------------|---------------------|
| 小規模多機能型 居宅介護事業所 | 整備数 | - | - | 1 |
| 看護小規模多機能型 居宅介護事業所 | 整備数 | - | 1 | - |
| 看護小規模多機能型 居宅介護事業所（第8次計画補充分） | 整備数 | 計画期間内に1 | | |

※ 生活圏域の指定はありません。

※ 看護小規模多機能型居宅介護事業所（第8次計画補充分）とは、第8次沼津市高齢者保健福祉計画（2018～2020年度）で整備された事業所の廃止に伴う補充であり、第10次沼津市高齢者保健福祉計画（2024～2026年度）期間内で1か所、整備する。

3 事業予定者の資格等

- (1) 法人格を有すること。
※看護小規模多機能型居宅介護の事業予定者は、法人格を有することまたは病床を有する診療所を開設している者であること。
- (2) 法人税又は所得税、市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 地域密着型サービスについては、介護保険法第78条の2第4項各号に定める欠格事項に該当しないこと。認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）及び小規模多機能型居宅介護事業所については、合わせて第115条の12第2項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (4) 計画年度内に施設整備を行うこと。

4 地域密着型サービスに関する基準（指定権者：沼津市）

- (1) 沼津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成25年沼津市条例第11号）及び沼津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年沼津市規則第39号）
- (2) 沼津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成25年沼津市条例第12号）及び沼津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成25年沼津市規則第40号）
- (3) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）
- (4) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
- (5) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
- (6) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）
- (7) その他、介護保険法、老人福祉法、社会福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令

5 事業予定者の選定等について

- (1) 沼津市地域密着型サービス等事業予定者選定委員会にて、面接（約10分）及び書類審査を行います。
- (2) 審査の項目は、主に次のとおりです。
 - ① 運営理念、基本方針
 - ② 経営の確実性
 - ③ 施設整備計画の内容
 - ④ 組織倫理
 - ⑤ 職員、体制
 - ⑥ 地域、関係機関との連携
- (3) 沼津市地域密着型サービス等事業予定者選定委員会の審査結果を踏まえ、市長が決定します。
- (4) 事業予定者の応募がない場合及び事業予定者が決定しなかった場合等は、再度募集を行うことがあります。
- (5) 選定の結果は、事業予定者決定後に応募された法人あてに文書にて通知します。また、沼津市のホームページにて結果（法人名・整備する施設の種類・事業予定地等）を公表します。

6 提出書類

- (1) 第10次沼津市高齢者保健福祉計画に係る地域密着型サービス事業予定者応募申込書
- (2) 添付書類：別紙のとおり
- (3) 提出部数：正本1部、副本1部

7 応募受付期間

2024年4月25日（木）～ 5月13日（月）（土・日・祝日を除く）

受付時間 午前9時から午後4時まで

8 提出方法

受付の際にヒアリングを行いますので、事前に電話にて提出日時を予約してから、応募する事業者が直接持参してください。 電話番号 055-934-4873

- ・郵送、代理事業者による提出、提出期間外及び募集条件を満たさない書類は受付することができません。

9 応募に際しての留意事項

- (1) 提出書類は、サービスの種類ごとに作成してください。
- (2) 事業開始の意思はあるが、土地の確保の見通しが立たない等の具体性のないものは選定の対象となりません。
- (3) 募集期限後の計画内容（土地・建物図面等）の変更・修正は認めません。
- (4) 募集期間を過ぎての書類提出は、理由の如何を問わず一切受理しません。
- (5) 提出書類作成に係る費用等の一切は、応募する法人の負担とします。
- (6) 応募受付後に辞退する場合は、速やかに連絡を下さい。
- (7) 募集期間内に、提出すべき資料が全て整わない場合や、本市から別に期間を定めて求める資料の修正等に応じられない場合には、応募を辞退したものとします。
- (8) 地域密着型サービス事業に対する国、県の補助金等については、交付決定を約束できるものではありません。したがって、資金計画については、補助金等を見込まず作成してください。なお、本市に対し国、県から補助金等の交付がされる場合は、交付される金額の範囲内において事業予定者に対し、補助することとなります。
- (9) 選定された事業予定者は、市との事前協議後、指定申請の手続きを行うこととなりますが、その際、指定基準等を満たさない場合には、指定をしないことがあります。
- (10) 応募にあたり、用地（建物）の権利者又は地域住民等との間で交わした確約書等に基づき生じた損害賠償等については、応募者の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。また求償権等の行使についても同様です。
- (11) 応募書類に虚偽の記載をした場合や信義に反する行為を行ったときは、応募を無効とします。

※応募者は、この募集要領の記載事項をすべて了承したものとします。

10 提出先及び問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部長寿福祉課
施設・指導係 担当：和氣・辻村・大橋・二村

〒410-8601

静岡県沼津市御幸町16番1号

電話 055 - 934 - 4873

FAX 055 - 935 - 0335

E - mail chouju@city.numazu.lg.jp